

平成 1 7 年 版

(平成 1 6 年 度 報 告)

あ げ お 環 境 白 書

資 料 編

上 尾 市

目 次

1 環境基準・規制基準	1
(1) 大気関係	1
(2) 水質関係	2
(3) 騒音・振動関係	7
(4) 悪臭関係	18
2 大気汚染の防止	19
(1) 大気関係届出状況	19
(2) 大気環境常時監視測定結果	20
(3) 自動車排出ガス対策	30
3 水質汚濁の防止	31
(1) 水質関係届出状況	31
(2) 河川水質調査結果	34
(3) 生活系排水対策	51
4 騒音・振動の防止	52
(1) 騒音・振動に関する状況	52
(2) 騒音・振動関係届出状況	53
(3) 自動車交通騒音・振動測定結果	54
(4) 深夜営業騒音	57
5 悪臭の防止	58
6 地盤沈下の防止	59
(1) 地盤沈下の現況	59
(2) 揚水対策	61
7 ダイオキシン類汚染の防止	62
8 環境に関する苦情	65
9 用語の解説	69

1 環境基準・規制基準

1 大気関係

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	(注1) 浮遊粒子状物質	(注2) 光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液伝導率法、又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	(注3) ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法。紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法。

注1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

注2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
環境基準	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。

(3) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	非メタン炭化水素
指針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

(4) 環境基準の評価方法

長期的評価	大気汚染に対する施策の効果等を判断するうえから年間にわたる測定結果から見て評価することが必要で、1日平均値につき測定値の高い方から2%の範囲内にある日数(有効測定日数365日の場合は7日)を除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような扱いはしない。
短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。
98パーセント値評価	二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日の平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合には達成されないものと評価する。

2 水質関係

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(平5環庁告16・全改、平7環庁告17・平10環庁告15・平11環庁告14・一部改正)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/ℓ以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1ng/ℓ以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。		
3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。		
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

(昭49環庁告63・昭50環庁告3・昭57環庁告41・昭57環庁告140・一部改正)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				該当水域	
		水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)		
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50 MPN/100ml 以下	—
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000 MPN/100ml 以下	—
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000 MPN/100ml 以下	荒川
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	鴨川 (鴨川橋下流) 緩瀬川
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/ℓ以上	—	芝川 (大宮市以南)
	測定方法	規格12.1に定める方法	規格21に定める方法	付表6に掲げる方法	規格32に定める方法	最確数による定量法	

(江川は、平成19年3月31日現在、該当水域の指定なし)

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB脱酸素管に接種し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - ◇ 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - ◇ 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧栄養水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - ◇ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - ◇ 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - ◇ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - ◇ 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(3) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1 kgにつき1 mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
六価クロム	検液1 Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
砒素	検液1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1 kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1 Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表4に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1 kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第65号に定める方法
ジクロロメタン	検液1 Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1 Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1 Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1 Lにつき1 mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1 Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1 Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1 Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1 Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
シマジン	検液1 Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1 Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg及び0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液1 Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg及び0.03mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>	

(4) 埼玉県における排水基準

ア. 水質汚濁防止法

特定事業場に適用される排水基準

生活環境項目 (単位: mg/l) (水素イオン濃度を除く)		浮遊物質 (SS)		生物化学的酸素要求量 (BOD)		フェノール類含有量		上乗せ以外の項目 (共通)	
特定施設	上乗せ項目	既	新	既	新	既	新	既	新
1の2 豚房 (総面積 50㎡以上) 牛房 (総面積 200㎡以上) 馬房 (総面積 500㎡以上)	80 (日間平均60)			150 (日間平均120)				水素イオン濃度 (PH) ノルマルヘキサリン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) ノルマルヘキサリン抽出物質含有量 (動植物油類含有量) 銅含有量 亜鉛含有量 溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量 クロム含有量 フッ素含有量 大腸菌群数 (1cm ² につき個)	5.8~8.6 5 30 3 5 10 10 2 15 日間平均3000
69 と畜業・死亡獣取扱業	80 (日間平均60)			150 (日間平均120)				水素イオン濃度 (PH) ノルマルヘキサリン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) ノルマルヘキサリン抽出物質含有量 (動植物油類含有量) 銅含有量 亜鉛含有量 溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量 クロム含有量 フッ素含有量 大腸菌群数 (1cm ² につき個)	5.8~8.6 5 30 3 5 10 10 2 15 日間平均3000
81 指定地域特定施設 し尿浄化槽 (処理対象人員が201 ~500人で指定地域内に設置さ れるもの)	80 (日間平均60)			150 (日間平均120)				水素イオン濃度 (PH) ノルマルヘキサリン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) ノルマルヘキサリン抽出物質含有量 (動植物油類含有量) 銅含有量 亜鉛含有量 溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量 クロム含有量 フッ素含有量 大腸菌群数 (1cm ² につき個)	5.8~8.6 5 30 3 5 10 10 2 15 日間平均3000
72 し尿処理施設 処理対象人員 501~2000人	60			80 (日間平均70)				水素イオン濃度 (PH) ノルマルヘキサリン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) ノルマルヘキサリン抽出物質含有量 (動植物油類含有量) 銅含有量 亜鉛含有量 溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量 クロム含有量 フッ素含有量 大腸菌群数 (1cm ² につき個)	5.8~8.6 5 30 3 5 10 10 2 15 日間平均3000
その他	30			70 (日間平均60)				水素イオン濃度 (PH) ノルマルヘキサリン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) ノルマルヘキサリン抽出物質含有量 (動植物油類含有量) 銅含有量 亜鉛含有量 溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量 クロム含有量 フッ素含有量 大腸菌群数 (1cm ² につき個)	5.8~8.6 5 30 3 5 10 10 2 15 日間平均3000
73 下水道終末処理施設	25 (日間平均20)			60 (日間平均50)				水素イオン濃度 (PH) ノルマルヘキサリン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) ノルマルヘキサリン抽出物質含有量 (動植物油類含有量) 銅含有量 亜鉛含有量 溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量 クロム含有量 フッ素含有量 大腸菌群数 (1cm ² につき個)	5.8~8.6 5 30 3 5 10 10 2 15 日間平均3000
上記以外の特定施設	25 (日間平均20)			60 (日間平均50)				水素イオン濃度 (PH) ノルマルヘキサリン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) ノルマルヘキサリン抽出物質含有量 (動植物油類含有量) 銅含有量 亜鉛含有量 溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量 クロム含有量 フッ素含有量 大腸菌群数 (1cm ² につき個)	5.8~8.6 5 30 3 5 10 10 2 15 日間平均3000
有害物質 (単位: mg/l)	カドミウム シアン 鉛 六価クロム ヒ素 水銀	0.1 0.1 0.1 0.5 0.1 0.005	ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,1,2-ジクロロエタン シス-1,2-ジクロロエタン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン	0.2 0.02 0.04 0.2 0.4 0.4 3 0.06 0.02	0.06 0.03 0.2 0.1 0.1	セレン	適用対象 ○有害物質 ○生活環境項目 ○産廃・りん ○産廃・りん ○上乗せ項目について、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準を適用する。 ○共同処理施設については処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用する。 用語の解説 ○既存・新規の施設...平成4年4月1日前に設置された施設 (設置の工事を含む) を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。 ○既設・新設の事業場...ある施設が新たに法・条例の対象となつた時点でその施設を設置していった事業場としていた事業場を既設、それ以外を新設とする。		

指定排水工場等に適用される排水基準

(単位: mg/l (水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く))

有害物質		生活環境		項目	指定排水施設
カドミウム及びその化合物	0.1	水素イオン濃度 (PH)	5.8 ~ 8.6	1 弁当仕出屋又は弁当製造業 (総床面積360㎡以上 のものを除く。) の用に供する厨房施設で、1 日当りの給食能力が350食以上のもの	
シアン化合物	1	生物化学的酸素要求量 (BOD)	25 (日間平均20)	2 共同調理場 (学校給食法に定める施設をいい、 総床面積500㎡以上のものを除く。) 又は病院 (病 床数が300以上のものを除く。) に設置される厨房 施設で1日当りの給食能力が350食以上のもの	
有機リン化合物	0.1	浮遊物質 (SS)	60 (日間平均50)	3 共同調理場及び病院以外の集団給食施設 (栄養 改善法に定める施設をいう。) に設置される厨房 施設で1日当りの給食能力が350食以上のもの	
鉛及びその化合物	0.5	ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5	4 段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン	
六価クロム化合物	0.1	ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	30		
ヒ素及びその化合物	0.005	銅含有量	3		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	亜鉛含有量	5		
アルキル水銀化合物	0.003	溶解性鉄含有量	10		
PCB	0.3	溶解性マンガン含有量	10		
トリクロロエチレン	0.1	クロム含有量	2		
テトラクロロエチレン	0.2	フッ素含有量	15		
ジクロロメタン	0.02	大腸菌群数 (1 cmにつき個)	日間平均3000		
四塩炭素	0.04		120 (日間平均60)		
1,2-ジクロロエタン	0.2		16 (日間平均8)		
1,1-ジクロロエチレン	0.4		160 (日間平均120)		
シス-1,2-ジクロロエチレン	3	※ 窒素含有量			
1,1,1-トリクロロエタン	0.06	※ リン含有量			
1,1,2-トリクロロエタン	0.02	化学的酸素要求量 (COD) (湖沼に直接排水する場合に限る)			
1,3-ジクロロプロパン	0.06				
チウラム	0.03				
シマジン	0.2				
チオベンカルブ	0.1				
ベンゼン	0.1				
セレン及びその化合物	0.1				

適用対象

- 有害物質...すべての指定排水工場に適用する
- 生活環境項目...新設の場合には日平均排水量が10㎡以上の指定排水工場に適用する
- 既設の場合には日平均排水量が30㎡以上の指定排水工場に適用する
- 既設・新設の事業場...ある施設が新たに法・条例の対象となった時点でその施設を設置していた事業場を既設、それ以外を新設とする

※窒素・リン...湖沼は以下の湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出する排水に適用する (窒素の対象湖沼はない)

山口ダム貯水池 (狭山湖)、伊佐沼、円良田湖
二瀬ダム貯水池 (秩父湖)、宮沢ため池 (宮沢湖)
下久保ダム貯水池 (神流湖)、柴山沼

3 騒音・振動関係

(1) 環境基準等

ア. 特定工場において発生する騒音の規制基準

区域の区分		時間帯の区分		
		昼間 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から 午前8時まで 夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	工業地域 工業専用地域 (特別な地域のみ)	70デシベル	65デシベル	60デシベル

※ ただし、上記に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。

〈測定方法〉

当分の間、JIS28731によることとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- 1 変動がほとんどない場合は、その指示値。
- 2 周期的、間欠的に変動し、最大値がほぼ一定の場合は変動ごとの最大値の平均値。
- 3 周期的、間欠的に変動し、最大値が一定でない場合は変動ごとの最大値の90%レンジの上端値。
- 4 不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端値。

〈測定場所〉

指定工場等の敷地の境界線

イ. 特定建設作業の規制基準

規制種類	区域の区分	特定建設作業					コンクリートプラント	バックホウ
		くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	アスファルトプラント	トラクター ショベル ブルドーザー	
基準値	1号	85デシベル						
	2号							
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時						
	2号	午後10時～午前6時						
最大作業時間	1号	10時間/日						
	2号	14時間/日						
最大作業日数	1号	連続6日						
	2号							
作業禁止日	1号	日曜日・休日						
	2号							

注1 区域の区分は次による。

1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域以外の地域 上記の地域外で学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別擁護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
2号区域	1号区域以外の区域

注2 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線の値である。

注3 基準には、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外が設けられている。

ウ. 自動車騒音の限度を定める基準

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	第Ⅰ種区域及び第Ⅱ種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	第Ⅰ種区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	第Ⅱ種区域のうち2車線以上の道路に面する区域及び第Ⅲ種区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

環境基準において規定された幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例

昼間	夜間
75 dB	70 dB

- 注1 車線とは、1縦列の自動車（2輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分を言う。
- 2 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 測定場所は、原則として道路（交差点を除く）に面する建物から道路に向かって1メートルの地点（当該地点が車道内となる場合には、車道と車道以外の部分が接している地点）とする。
- 4 測定は、時間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上（朝・夕の場合全時間）行うものとする。
- 5 測定方法は、日本工業規格Z8731に定める測定方法によるものとする。
- 6 騒音の大きさは、昼間、夜間の区分ごとすべての測定値の平均値とする。

エ. 騒音に係る環境基準

(道路に面する地域を除く)

◎環境基準 (一般地域)

時間の区分 区域の区分		昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
A 地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 d B 以下	45 d B 以下
	B 地域		
C 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 d B 以下	50 d B 以下

(注) 原則として、工業専用地域については適用されない。また、特に静穏を要する地域(療養施設社会福祉施設等が集合して設置される地域)は、昼間50 d B以下、夜間40 d B以下とする。

◎道路に面する地域の環境基準

次表に掲げる地域に該当する地域については、その環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する地域	60 d B 以下	55 d B 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する地域 及びC地域のうち車線を有する地域	65 d B 以下	60 d B 以下

(注) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

◎幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (特例)

区 分	昼 間	夜 間
屋 外	70 d B 以下	65 d B 以下
窓を閉めた屋内	45 d B 以下	40 d B 以下

- (注) 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道をいう。
 2 近接する空間とは、道路端から2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。
 3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

オ. 資材置場における作業騒音に関する規制

区 域 の 区 分		平 日		休 日
第1種区域	第一種低層住居専用地域	6:00~21:00	21:00~6:00	45
	第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	75	45	
第2種区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	75	45	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	75	50	50
第4種区域	工業地域	6:00~22:00	22:00~6:00	60
	工業専用地域	75	60	

- 注1 資材置場とは、建設工事の用に供する資材又は建設（解体を含む）工事に伴って生ずる土石、廃材等を保管（一時的な保管を除く）するために屋外に設けられた場所で、面積が150㎡以上であるものをいう。
- 2 測定場所は、当該資材置場の敷地の境界線である。
- 3 作業騒音が、敷地の境界線において、区域の区分ごとに定める大きさを超える場合は、日曜日及び国民の祝日（振替休日を含む）においては、全時間、これらの日以外の日においては、区域の区分ごとに定める時間は、作業を行わないこと。
- 4 資材置場の周辺に人家がない等周辺の生活環境が損なわれるおそれがない場合については、作業騒音の規制は行わない。
- 5 災害等の発生により、作業を緊急に行う必要があると認められるときは、作業騒音の規制は行われない。

カ. 深夜営業騒音に関する規制

(ア) 音響機器の使用時間の制限

使用禁止時間	午後11時～翌日の午前6時 (ただし、音響機器から発生する音が、営業を行う場所の外部に漏れない場合を除く)
対象区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域以外の地域、近隣商業地域、準工業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域
対象営業	飲食店、喫茶店、ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場
対象機器	カラオケ装置、磁気録音再生機器、電気蓄音機（ジュークボックスを含む）、楽器、拡声装置

(イ) 音量の制限

音量制限の時間	午後10時～翌日の午前6時			
区域の区分	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 工業専用地域
規制基準	45デシベル	45デシベル	50デシベル	50デシベル

(測定場所／営業を行う場所の敷地の境界線)

キ. 拡声機使用に関する規制

○商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合

1 店頭、街頭等に固定して 拡声機を使用する場合	イ. 拡声機の使用は、午前10時から午後6時までの間に限ること。		
	ロ. 拡声機の使用は、1回20分以内とし、次回の使用までに10分以上の間隔を置くこと。		
	ハ. 屋外地上1.5メートルの 位置における音量	第 1 種 区 域	60デシベル以下
		第 2 種 区 域	65デシベル以下
		第 3 種 区 域	75デシベル以下
第 4 種 区 域		80デシベル以下	
2 移動しながら拡声機を使 用する場合	イ. 拡声機の使用は、午前10時から午後6時までの間に限ること。		
	ロ. 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね100メートルの区域内においては、拡声機を使用しないこと。		
	ハ. 停止している間に拡声機 を使用する場合におい ては、音源から10メー トル以上離れた地上1.5メ ートルの位置における音量	第 1 種 区 域	70デシベル以下
		第 2 種 区 域	75デシベル以下
		第 3 種 区 域	85デシベル以下
第 4 種 区 域		85デシベル以下	

※ 区域の区分は、特定工場において発生する騒音の規制基準の区域の区分と同じ（P93参照）

○航空機による拡声機使用の禁止

何人も、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1号に規定する航空機をいう）から、機外に向けて、商業宣伝を目的とした拡声機を使用してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めて許可した場合は、この限りではない。

ク、騒音の大きさの例

120 dB	飛行機のエンジンの近く	
110 dB	自動車の警笛 (前方2 m) リベット打ち	
100 dB	電車が通るときのガードの下	
90 dB	大声による独唱 騒々しい工場の中	
80 dB	地下鉄の車内 JRの車内	
70 dB	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭	
60 dB	静かな乗用車 普通の会話	
50 dB	静かな事務所	
40 dB	市内の深夜 図書館 静かな住宅地の昼	
30 dB	郊外の深夜 ささやき声	
20 dB	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音 (前方1 m)	

d Bとは

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なります。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、dBで表わします。

厳密には、次式により算出されます。

騒音レベル

$$(dB(A) \text{ <デシベルA>}) = 20 \log(P/P_0)$$

$$P = [\sum P_n^2 \times 10^{a_n/10}]^{1/2}$$

P_n : 周波数 n Hz (ヘルツ) の成分の音圧実効値

a_n : 周波数 n Hz における補正值

$$P_0 = 2 \times 10^{-5} \text{ Pa}$$

実際には、騒音計のA特性(聴感補正)で測定した値を騒音レベルとして、dB(A)で表示します。

ケ. 特定工場等において発生する振動の規制基準

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分		振動の大きさ
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	昼 間	午前8時から午後7時まで	60デシベル
	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	夜 間	午後7時から翌日の午前8時まで	55デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域	昼 間	午前8時から午後7時まで	65デシベル
	準工業地域 工業地域	夜 間	午後7時から翌日の午前8時まで	60デシベル

※ ただし、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じて得た値とする。

〈振動レベルの決定〉

1. 指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値。
2. 指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値10個の平均値。
3. 指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値。

〈測定場所〉

工場等敷地の境界線

コ. 特定建設作業の規制基準

区 域 の 区 分		作業できない時間	1日の作業時間の制限	振動の大きさ
1号区域	1. 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域、準工業地域 用途地域以外の地域 2. 上記の地域外で学校、保育所、 病院、患者の収容施設を有する 診療所、図書館、特別養護老人 ホームの敷地の周囲おおむね80 メートル以内の区域	午後7時～ 午前7時	10時間を超えないこと	75デシベルを 超えないこと
2号区域	前項に掲げる区域以外の区域	午後10時～ 午前6時	14時間を超えないこと	

注1 同一場所における作業期間は、連続6日を超えないこと。

2 日曜、休日における作業は禁止されている。

3 災害その他非常事態の発生等により行う特定建設作業については、適用除外が設けられている。

4 測定点は、敷地の境界線とする。

サ. 道路交通振動の限度

区域の区分		基 準	
		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
		午前8時～午後7時まで	午後7時～午前8時まで
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70デシベル	65デシベル

注1 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

2 測定場所は、道路の敷地境界線とする。

3 測定は、昼間及び夜間の区分ごとに、1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行う。

4 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

ウ. 埼玉県生活環境保全条例に基づく規制対象業種

規 制 対 象 業 種	
1	塗装工事業
2	食料品製造業
3	合板製造業
4	家具製造業
5	パルプ・紙・紙加工品製造業 (塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る。)
6	印刷業
7	化学工業
8	プラスチック製品製造業 (強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く。)
9	ゴム製品製造業
10	電線・ケーブル製造業
11	金属製品製造業 (塗装工程を有するものに限る。)
12	一般機械器具製造業 (塗装工程を有するものに限る。)
13	輸送用機械器具製造業 (塗装工程を有するものに限る。)

○排出水中の規制基準

物質名	排出水の流量 (m^3/S)	排出水中の濃度 (mg/l)		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	0.001以下	0.03	0.03	0.06
	0.001を超え0.1以下	0.007	0.007	0.01
	0.1を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001以下	0.1	0.1	0.3
	0.001を超え0.1以下	0.02	0.02	0.07
	0.1を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001以下	0.3	0.3	2
	0.001を超え0.1以下	0.07	0.07	0.3
	0.1を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001以下	0.6	0.6	2
	0.001を超え0.1以下	0.1	0.1	0.4
	0.1を超過	0.03	0.03	0.09

A 区域：B・C 区域以外の区域

B 区域：農業振興地域

C 区域：工業地域、工業専用地域

イ、埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準（三点比較式臭袋法）

測定点の区分 地域の区分	敷地境界線の地表における許容限度	気体排出口における許容限度
下記以外の区域	臭気濃度 10	臭気濃度 300
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
工業地域 工業専用地域	臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

注 「臭気濃度」とは、臭気のある空気は無臭の空気を加えて希釈し、臭気が感知できる最も低い濃度となるまでに要した場合の当該希釈倍数をいう。